

佐賀県監査委員告示第1号

佐賀県監査委員事務局規程（昭和46年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

佐賀県代表監査委員 池 田 巧

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書の管理） 第6条 略</p> <p>（補則） 第7条 略</p>	<p>（文書の管理） 第6条 略</p> <p><u>（人事評価）</u> <u>第7条 事務局の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）の規定の例による。</u></p> <p>（補則） 第8条 略</p>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。